

# エゾナキウサギを天然記念物に指定することを求める要望書

2020年1月27日

文部科学大臣 萩生田 光一 様

ナキウサギふぁんくらぶ 代表 市川利美

北海道に生息するエゾナキウサギ (*Ochotona hyperborea yesoensis*) は、ウサギ目ナキウサギ科ナキウサギ属に属するキタナキウサギの亜種の一つです。氷河期に、ユーラシア大陸からサハリン経由で渡来し、その後、大雪山系、日高山脈、夕張山地、北見山地などの高山帯を中心に生き延びていることから、「氷河期の生き残り」とも呼ばれています。

現在、道路・リゾート建設などの開発行為や森林伐採により生息地は減少し、2012年、エゾナキウサギは環境省のレッドリストの準絶滅危惧にランクされました。

私たちはエゾナキウサギを保護しようと、1995年から活動しています(会員は全国に3412名(2020年1月現在))

エゾナキウサギの国の天然記念物への指定を求める署名活動も行っており、このたび、新たな署名4271筆をお届けすると同時に、貴大臣に対して以下の要望をいたします。

## 1 署名の提出

私たちは2005年11月28日、小坂憲次文部科学大臣に面談し、エゾナキウサギの天然記念物指定を求める4万3433筆の署名を手渡しました。その後も断続的に署名を提出し、本日提出の4271筆もあわせると、これまでに提出した署名の総数は7万4404筆です。

## 2 要望事項

エゾナキウサギを国の天然記念物に指定することを求めます。

## 3 要望の理由

### 1. 天然記念物としての価値があり要件を充たしている

#### (1) 学術上の価値が高い

エゾナキウサギは、地史的、生態的に見て学術的に貴重な動物であり<sup>1</sup>、「我が国にとって学術上価値が高いもの」<sup>2</sup>という文化財保護法の要件を充たしています。

#### (2) 我が国に固有の動物

エゾナキウサギは北海道にのみ生息する日本固有種(亜種)です。

<sup>1</sup> 『野生動物分布等実態調査報告書 -ナキウサギ生態等調査報告書-』P52 (北海道保健環境部自然保護課 )

<sup>2</sup> 文化財保護法第2条1項4号

### (3) 生息環境が特殊

また、生息地は岩石が積み重なった岩場(岩塊堆積地)に限られ、生存にはこの特殊な生息環境が必要不可欠です。岩穴(岩の隙間)は、子育てや冬眠しない冬のあいだの食糧の保存場所、天敵からの避難場所として重要であるのみならず、生理的に体温調整ができず高温に弱いナキウサギにとって、夏の暑さを緩和する場としても極めて重要です。

### (4) 保存の必要性が高い

現在も続いている生息地での開発や森林伐採による岩場の崩壊・消失は、個体群の消滅ひいては絶滅の恐れをもたらします。

## 2. 天然記念物指定を求める国民の声が日々高まっている

エゾナキウサギの天然記念物指定を求める国民の声は、これまで私たちが提出した度重なる要望書のほか、道内外の自然保護団体からの要望書や、7万4404筆の署名に集約されています。

- (1) 1988年10月6日、北海道自然保護協会と日本自然保護協会は連名で、文化庁長官、北海道知事、北海道教育委員会教育長に対して、「北海道の『夕張岳高山植物群落』および『ナキウサギ』を早急に国指定天然記念物に指定することについての要望書」を出しています。
- (2) また、2006年9月23日、十勝自然保護協会と大雪と石狩の自然を守る会は、文化庁長官及び北海道教育委員会教育長宛てに、「ナキウサギの天然記念物指定に関する抗議および要望書」を、同年9月26日、(社)北海道自然保護協会は、北海道教育委員会・教育長宛てに「ナキウサギを早急に天然記念物に指定すること並びにナキウサギ保護に対する道教委の基本認識を明確にすることを求める緊急要望書」を、また、文化庁長官及び北海道知事宛てに、「ナキウサギを早急に天然記念物に指定することについての要望書」を出しました。

しかし、それから10年以上経過した今も、国と北海道は上記の国民・自然保護団体の声に応えようとはしていません。

## 3. 指定を求める地元の要望は高い

### (1) 地元の意向調査結果

北海道教育委員会が2007年に実施した「エゾナキウサギの保護に関する関係市町村の意向調査」では、夕張市・士別市・南富良野町・日高町・浦河町・様似町・帯広市・上士幌町・鹿追町の9市町が「天然記念物指定が必要」と回答しました。

また、この調査で、指定を求めるかどうかについての判断を保留した7市町村も、総じて、指定を望ましく思っています。例えば東川町は、「指定することに異存はない。保護する必要は十分あると考える」と記載しています。

実は、この前年、文化庁が北海道に地元の意向を問い合わせたのに対して、北海道は、2006年、地元10市町への聞き取り調査の結果として「地元指定への要望はない」と回答していました。とこ

ろが、この調査が非常に杜撰だったことが北海道新聞<sup>3</sup>によって暴露されたため、調査をやり直したところ、「天然記念物指定が必要」と回答した市町が9つもあったことがわかったのです。北海道新聞による独自調査でも、2006年調査を受けた地元10市町に『反対』はなかったことが確認されています。

## (2) 地元の意向は要件ではない

そもそも、国の天然記念物指定にあたっては、地元の同意は要件となってはいません。国が重要な記念物と判断したら、指定できるのです。ナキウサギの天然記念物指定の是非を判断するにあたっては、地元市町村長の意見だけでなく、天然記念物指定を望む多くの道民・国民の意向も重視することが重要です。

## (3) 北海道の積極性が求められる

前記地元の意向調査において日高町（指定は必要）は、「複数の市町村にまたがって生息する動物であり、地元の協力はもちろんだが、道の積極的な関与を望む」という記載をしています。東川町（判断を保留）も、「道において関係市町村と十分に協議し結論を出していただきたい」と、北海道の主導性を求めています。

北海道教育委員会は、昭和23年、エゾナキウサギを天然記念物の指定候補にあげています。しかし、指定に向けては非常に消極的で、「指定を計画している市町村があれば、指導・助言などを行いたい」<sup>4</sup>と、責任を地元市町村に押し付けています。複数市町村にまたがって生息しているエゾナキウサギを保護するには国と道の積極性、主体性が不可欠です。

## 4. 緊急に必要な保護

### (1) 大雪山「天然保護区域」では守られない

エゾナキウサギは、大雪山「天然保護区域」（天然記念物）として保護されているというのが北海道、道教委や文化庁の見解です。しかし、大雪山「天然保護区域」の指定と、種としての指定とが重なるとしても、これを否定する理由はありません（カラフトリスジミ・ウスバキチョウなどの高山蝶は指定が重なっています）。

何よりも問題なのは、「天然保護区域」は大雪山頂上部周辺に限られており、大部分の生息地はその外にあり、保護されていないことです。

### (2) 生息地での開発に高まる絶滅の危機

特に近時開発や森林伐採で問題となっている低標高地、森林地帯にある生息地は、完全に保護の対象外となっています。この25年間だけを見ても、士幌高原道路、日高横断道路、大規模林道（緑資源幹線林道）、美曼ダム、サホロリゾート拡張、各地での道路拡張、森林伐採など、生息地を脅かす開発計画が続き、まるでもぐらたたきのように、市民の力で止めても後を絶ちません。

こうした低標高地での開発は、生息環境や岩塊堆積地の消滅、ひいては地域個体群の消滅や

<sup>3</sup> 2006年9月9日付北海道新聞十勝版、同年9月12日付北海道新聞夕刊

<sup>4</sup> 2019年6月8日テレビ朝日系「スーパーJチャンネル」での北海道教育委員会の回答

種の絶滅をもたらす恐れもあります。

エゾナキウサギが環境省により準絶滅危惧にランクされているのは、「生息条件の変化によっては『絶滅危惧』に移行する可能性があるということです。環境省はその理由として、「エゾナキウサギがもともと生息面積が狭く、存続基盤が脆弱であることに加えて、近年標高の低い地域において個体数が減少している可能性が示唆されている」と説明しています。

### (3) 指定の効力

私たちはこれまで一貫して、(一部の)生息地指定ではなく、種としての指定を目指してきました。法律上、『種指定』と『生息地指定』の区別はなく、これまでの指定において、地域を定めずに指定する場合と地域を定めて指定するという2つの指定の仕方が事実上行われてきたにすぎません。種指定においても、生息地の保護も含まれることは当然です。生息地の保護なくして野生動物を保護することはできませんし、文化財保護法第2条でも、「動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)」とあり、「動物または生息地」とは書かれていません。

ですから、例えば開発によって、生息地が生存に影響及ぼすような改変をするときの規制は、種指定の時にも当然適用されます。「天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」のです。<sup>5</sup>罰則規定もあります。天然記念物に指定されると、保護の効果は高いと言えます。

## 5. 所有者の同意、公益との調整は指定要件ではない

北海道教育委員会は、これまで関係市町村への説明で、①土地所有者の承諾や国及び地方公共団体の関係者の了解の取り付け、②保存管理計画の策定、③国土の開発、その他公益との調整の3つの事務が必要であり、それがないと指定されないと言い続けていました。しかも、それらの事務は原則として地元(おそらく市町村)が行うとしていました。

しかし、財産権の尊重も公益との調整も指定の法的要件ではありません。文化財保護法で指定の事前手続きとして必要とされているのは、文化財保護審議会への諮問だけです。①から③は、指定要件ではないのです。指定は、強制的な性質の処分行為ですから、土地所有者の承諾も不要です。

また、地元自治体に法的義務はありません。指定にあたって財産権を尊重し、公益との調整に留意しなければならないのは、指定権者である文部科学大臣なのです。

そもそもナキウサギ生息地はほとんど国有林、道有林、国立公園、国定公園などの中にあり、公益の調整はもっぱら環境省、林野庁、北海道です。これらの官庁は、生物多様性条約の理念に基づく行政を旨としているので、重大な公益であるエゾナキウサギとその生息地、そして生息地を含む生態系を保護することに重大な異議が生じることはよほどのことがなければ起こりえません。

以上のようにエゾナキウサギを天然記念物に指定することに障害は全くありえないのです。

---

<sup>5</sup> 文化財保護法 125 条 1 項、168 条 1 項、196 条 1 項